

# お知らせ

## 平成21年5月からの京都市スポーツ施設のご利用について

このたび京都市では、使われやすい施設への改善とともに、他の同種施設との均衡と適正化を図るため、市内スポーツ施設の利用方法や使用料金を一部見直し、改定致しました。

今回の改定にあたりましては、

- 利用者の声・希望を反映した、利用者に使われやすい施設の運営改善
- メリハリを持った使用料金・実費負担の適正化
- 利用率の向上策（利用促進）の実施

を基本的な考え方として見直しを行い、平成21年5月1日（金）ご利用分から、スポーツ施設の使用料金、利用区分等は、下欄のとおりとなります。

皆様にご利用いただいております各スポーツ施設も、大切にお使いいただいているものの、毎年相当額の補修費を要しています。今回の料金改定に伴う使用料金増収分は、施設の維持・管理に充てていく予定です。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

### <主な改定内容>

- 1 利用者の声・希望を反映した、利用者に使われやすい施設への運営改善を行います。
  - (1) **横大路運動公園洋弓場の部分使用**に係る供用時間の変更（延長）  
日没後の利用希望が寄せられていました洋弓場の部分使用について、  
4月、5月及び9月・・・午前9時から**午後6時まで**  
6月から8月・・・午前9時から**午後7時まで** ご利用可能となります。
  - (2) **シャワー室の利用区分の新設**  
従来からの1日単位の利用区分に加え、1時間単位の利用区分を新設しました。
- 2 他都市や同種施設の料金の状況、照明電気料金との整合性を踏まえて、使用料金・実費負担額の適正化を図りました。
  - (1) **テニスコートの使用料金**（1面当たり）  
平日1時間 1,300円⇒1,400円 土日休日1時間 1,700円⇒1,800円  
※夜間照明設備使用料金は、据え置き（現行のまま）
  - (2) **地域体育館の使用料金**
    - ・体育室（例：片面使用の場合）  
平日1時間 600円⇒800円 土日休日1時間 600円⇒900円
    - ・トレーニングルーム（山科・伏見北堀公園地域体育館のみ） 200円⇒300円※会議室、付属設備の使用料金は、据え置き（現行のまま）
  - (3) **球技場（下鳥羽公園、吉祥院公園）の使用料金**
    - ・下鳥羽公園球技場  
平日1時間 1,600円⇒2,000円 土日休日1時間 2,600円⇒3,000円
    - ・夜間照明設備使用料金（電気料金の実費相当額での改定）  
下鳥羽公園1時間 300円⇒800円  
吉祥院公園1時間 300円⇒600円
  - (4) **西京極総合運動公園（陸上競技場兼球技場、野球場）の利用料金**
    - ・陸上競技場兼球技場  
入場料を徴収するプロスポーツの利用区分で約5%の料金改定を行います。
    - ・野球場  
全利用区分で約5%の料金改定を行います。
    - ・夜間照明設備使用料金（陸上競技場兼球技場及び野球場）について、電気料金の実費相当額での改定を行います。
- 3 施設の利用率向上のため使用料金の見直しを行い、利用促進を図ります。
  - (1) **横大路運動公園体育館の平日（昼間・夜間）の片面使用時の料金を減額改定**  
昼間1時間 3,000円⇒800円 夜間1時間 4,000円⇒2,000円
  - (2) **桂川緑地久我橋東詰公園テニスコートの料金を減額改定**  
平日1時間 1,300円⇒700円 土日休日1時間 1,700円⇒900円

平成21年3月23日

京都市文化市民局市民スポーツ振興室